

# 危険空家等解体撤去費を助成します

市では、安心して安全なまちづくりを推進するため、倒壊などの恐れがある危険な空き家を解体撤去する方に、解体撤去費用の一部を助成します。



## 補助上限額 50万円

### 対象空家等

- ・ 特定空家等に該当する建物
- ・ 市内にあり、一年以上使用されていない建物
- ・ 個人が所有する（法人所有は不可）居住の用としていた建物

### 対象者

- ・ 登記事項証明書に記載されているかた、またはその相続人

### 補助要件

- ・ 市税等に滞納がないこと
- ・ 抵当権者や権利者から同意を得ていること
- ・ 解体後1年以内に当該地を家族以外へ譲与や譲渡、賃貸しないこと
- ・ 解体後1年以内に当該土地へ建て替えをしないこと

### 対象工事

- ・ 対象空家等の全部を解体する工事
- ・ 他の補助金の交付を受けない工事
- ・ 補助金交付決定後に着手し、交付申請した年度の3月31日までに完了する工事

### 対象経費

- ・ 解体撤去工事の工事費（家財の処分費除く）
- ・ 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬及び処分費

### 補助額

- ・ 補助対象経費の1/2（上限50万円）

申請の際は、建物の危険度判定が必要となりますので、事前に危機管理課へお問い合わせください。

お問い合わせ

大館市役所 総務部 危機管理課

☎43-7100

